

消費生活の豆知識

その12 結婚相手紹介サービスのトラブル

事例

○結婚相手紹介サービス業者から電話があり、「結婚していい子どもはいないか」と聞かれた。「息子がいる」と答えると自宅に勧誘員が来て長時間勧誘され、契約してしまった。勧誘員から「息子さんには内緒にするように」と言われ不信感が芽生えた。登録料も高額なので解約したい。結婚相手紹介サービスには、

業者が会員に対して結婚相手候補者を選び見合いの段取りなど結婚全般をコンサルディングするものから、単に会員情報の提供のみを行うものまでさまざまです。最近では、親を勧誘するケースもあります。また、広告や説明のサービス内容と実際に提供されるサービス内容が違つといった問題も発生しています。解約しようとする、高額な解約料を請求されるトラブル

も増えています。
消費者へのアドバイス
 結婚相手紹介サービスはクーリング・オフできる場合があります。また、クーリング・オフ期間が過ぎた後であっても、サービス提供期間内であれば中途解約ができます。サービス内容・料金・中途解約をした場合の解約料や返金額などについて十分理解し、慎重に契約してください。

生活情報センター ☎226-7066

どうしよう? と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事	広聴課 ☎224-5022
行政・法律・多重債務	
税金・年金	
不動産・登記	
建築・住宅修繕	
マンション管理	
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待	子育て支援課 ☎224-5821
ひとり親家庭	
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ直通電話	リバーラ ☎234-8336
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ	保健予防課 ☎227-5102
うつ・アルコール	
健康・不妊	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
在宅介護・高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	☎224-5785
	障害者福祉課 ☎225-3033
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
消費生活	生活情報センター ☎226-7476
結婚・内職・交通事故	市民相談室分室 ☎226-0058
仕事の悩み・就職活動	緊急地域経済対策室 ☎224-6191
外国籍市民	文化振興課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

消費者カレッジ

生活情報センター (アトレ6階)
 ☎226-7066 ☎225-1860
 休館日=火曜日

■最近の消費者被害について
 ~消費生活相談の現場から~
 最近多発している悪質商法の手口や、クーリング・オフなどの対応方法について。



日時…4月25日(水)、午後1時30分~3時
 対象…市内在住・在勤 定員…先着50人
 申し込み…4月2日(月)、午後2時から電話で同センター (ファクス可)

PICK-UP

外国籍市民相談

文化振興課 ☎224-5506

■生活相談
 普段の生活で困っていることについて相談できます。

■法律相談
 法律のことについて、弁護士に相談できます。予約が必要です。

■在留資格(VISA)相談
 在留資格などの手続きについて、行政書士に相談できます。

日程…第4金曜日
 会場…国際交流センター (クラッセ5階)
 時間…午後1時~6時
 *いずれも無料です。
 お気軽にご利用ください。

